

人材紹介契約書

〇〇〇（以下甲という）と 成信グローバル人材支援株式会社（以下乙という）とは、甲の依頼に基づき乙が行う人材の紹介に関して、次の通り契約を締結する。

第1条（目的）

甲は乙に人材採用のための人材紹介を依頼する。

第2条（内容）

1. 甲は乙に対し、求人の依頼にあたって、職業安定法第5条の3第2項に定める労働条件その他を明示し、乙はこれに基づき紹介を行う。
2. 乙は甲の依頼に基づき、適切と判断した候補者を甲に紹介する。
3. 乙は甲に必要なアドバイスをを行い、採用選考の支援を行う。

第3条（人材紹介料）

1. 甲は乙が紹介した人材を採用決定した場合、労働基準法第15条に基づく労働条件その他を明示した内定通知書を発行するとともに、人材紹介料として、採用決定者の決定年収の30%を乙に支払う。
2. 決定年収とは、内定通知書に記載される年収相当額であり、入社時期等により左右される賞与部分の減額は考慮しない。また、決定年収には、想定される残業時間（または平均残業時間）にかかる残業手当を含む。
3. 支度金・ターゲットインセンティブ等がある場合は、決定年収に含む。

第4条（支払方法等）

前条の人材紹介料は、採用決定者の入社日が月初の場合は当月末までに、その他の場合は翌月末までに乙の指定する金融機関口座への振込により支払う。なお、乙から甲への請求額には消費税等を加算し、銀行振込手数料は甲の負担とする。

第5条（守秘義務）

1. 乙が甲に提供する人材情報は個人情報につき、甲は守秘義務を負う。甲は、個人情報を目的の範囲内で使用するとともに厳重に管理し、第三者に開示、漏洩し又は使用させてはならない。また、個人情報を第三者が見ることができる状態においてはならない。
2. 同様に、乙は本件に関して知り得た企業情報について守秘義務を負う。乙は、企業情報を目的の範囲内で使用するとともに厳重に管理し、これを第三者に開示、漏洩し又は使用させてはならない。また、企業情報を第三者が見ることができる状態においてはならない。
3. 前2項の規定は本契約が終了した後も有効とする。

第6条（第三者提供）

乙は、人材紹介を目的として業務提携先に甲の企業情報を提供することがある。この場合、乙は当該業務提携先に対して乙と同様の守秘義務を負わせるものとする。

第7条 （早期退職）

1. 乙が甲に紹介した人材が、入社後 6 ヶ月以内に当該求職者の責に帰すべき事由により退職したときは、乙は下記に定めた返金規定に基づき、第 3 条に定めた人材紹介料を甲に返還する。

<返金規定>

- ・入職後一か月以内の退職・・・人材紹介料の 80%
 - ・入職後三か月以内の退職・・・人材紹介料の 50%
 - ・入職後六か月以内の退職・・・人材紹介料の 10%
2. 前項の返還金は、甲が乙へ当該退職者が退職した旨を通知した日の翌月末までに甲の指定する金融機関口座への振込により支払い、銀行振込手数料は乙の負担とする。
なお、両者の協議により、他の採用決定者にかかる人材紹介料との相殺によることができる。

第8条 （契約の解除）

甲及び乙は、本契約に定められた事項について、相手方に重大な違反があった場合には、本契約を解除することができる。ただし、事前に相手方に対して文書による催告を要するものとする。

第9条 （契約締結時の費用）

この契約に必要な費用は甲・乙折半で負担する。

第10条 （契約期間及び更新）

契約期間は契約締結日より 1 年間とし、更新時期の 1 ヶ月以上前に文書による契約終了の通知がない限り、更に 1 年間自動的に継続するものとし、その後も同様とする。

第11条 （協議事項）

本契約に定めのない事項または解釈上の疑義を生じた場合には、甲乙誠意をもって協議し円満に解決するものとする。

第12条 （管轄裁判所）

本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を管轄裁判所とする。

以上、本契約締結の証として本書 2 通を作成し、両者記名捺印の上、甲・乙各 1 通を保管する。

令和 年 月 日

(甲) 所在地：

社名：

代表者

又は代理人：

(印)

(乙) 所在地：東京都北区中里 2-6-9 地ビル 302 号

社名：成信グローバル人材支援株式会社

代表者：代表取締役 成海 哲

(印)

(13-ユ-311129)